

資料4

国際獣疫事務局
(OIE; World Organisation for Animal Health)
及び
OIEの基準について

平成24年12月
農林水産省
消費・安全局

1

お話しすること

1. OIEとは？
2. OIE基準(コードとマニュアル)の概要
3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係
4. OIEコードの制定・改廃手続き

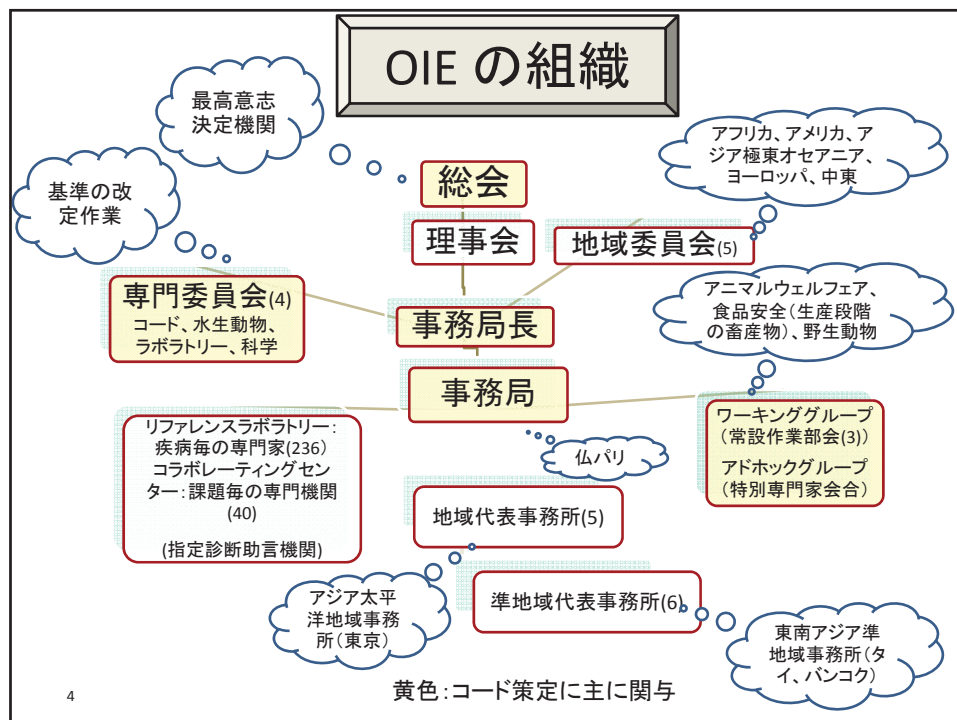


2

1. OIEとは？ : 沿革と目的

- 1924年設立 (世界の動物衛生の向上を目的とした政府間機関)
- 178カ国・地域が加盟 (2012年12月現在)
- 主な目的
 - 動物疾病に関する情報の提供
 - 動物疾病制圧・根絶のための技術支援
 - 動物・畜産物貿易に関する衛生基準の策定
 - 食品安全の確保、アニマルウェルフェアの向上

3



4

2. OIE基準：① コードの概要

- 動物及び動物製品について、OIE加盟国が貿易その他の衛生措置をとる際の参照事項
- 陸生動物コードと水生動物コードの2種類



5

陸生動物コード(第1巻：一般規定)

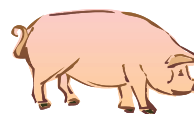
陸生：全132章(2012)

- 第1部(動物疾病の診断、サーベイランス及び通報)
- 第2部(リスクアナリシス)
- 第3部(獣医サービスの質)
- 第4部(一般推奨事項：疾病予防及び管理)
- 第5部(貿易措置、輸出入手続き、獣医証明)
- 第6部(獣医公衆衛生)
- 第7部(アニマルウェルフェア)

6

陸生動物コード（第2巻:個別疾病）

- 第8部（複数の動物種に感染する疾病）
- 第9部（ミツバチ科の疾病）
- 第10部（鳥類の疾病）
- 第11部（ウシ科の疾病）
- 第12部（ウマ科の疾病）
- 第13部（ウサギ目の疾病）
- 第14部（羊と山羊の疾病）
- 第15部（イノシシ科の疾病）



7

（例）第11.5章 牛海綿状脳症（BSE）

- 第1条 総則、安全物品
 第2条 国のBSEリスクステータスを決定する基準
 第3～5条 BSEリスクステータス（無視できる、管理された又は不明なリスク）毎の要件
 第6～18条 貿易・輸入検疫措置（リスク・商品別）
 第19条 肉骨粉の不活化
 第20～22条 疾病監視（サーベイランス）の方法
 第23～29条 リスク評価の方法

無視できるリスク国：豪州、ブラジル等19カ国

管理されたリスクの国：日本、米国、英国等30カ国

[2012年第80回総会決議]

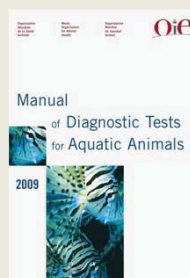
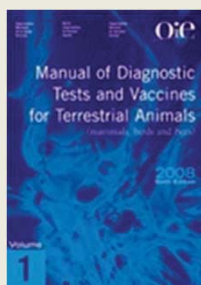
病気Xに関する輸入条件 (輸入国が輸出国に求める条件)

輸出国、地域 物品	病気をひろげるおそれのないもの (安全物品)	病気をひろげるおそれのあるもの
病気が発生していない 国・地域 (清浄国、地域)	病気に関する条件 なし	輸出国、地域の証明を 求める
汚染国、地域 (上記以外)	病気に関する条件 なし	リスク低減措置 ^{注)} がと られている証明を求める

注) 畜産物では加熱処理、生きた動物では、けい留検査など。

2. OIE基準：② マニュアルの概要

- 疾病の診断方法、ワクチンなどの生物学的製剤の生産・管理要件を規定
- 陸生動物マニュアルと水生動物マニュアルの2種類



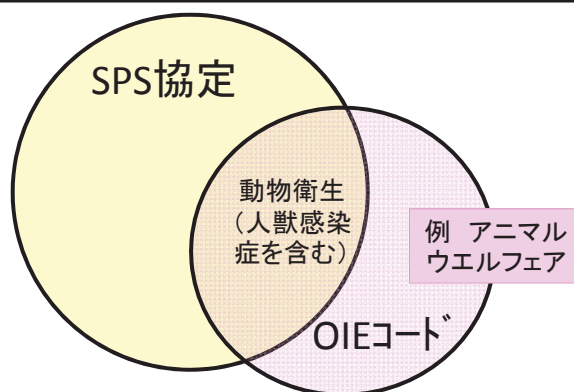
10

3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係①

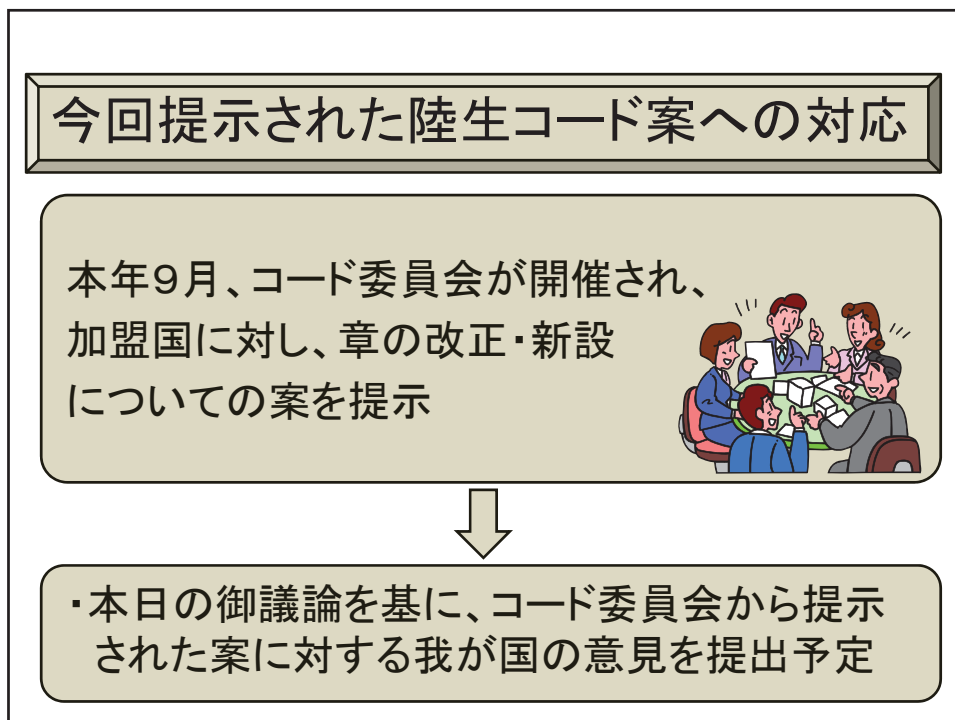
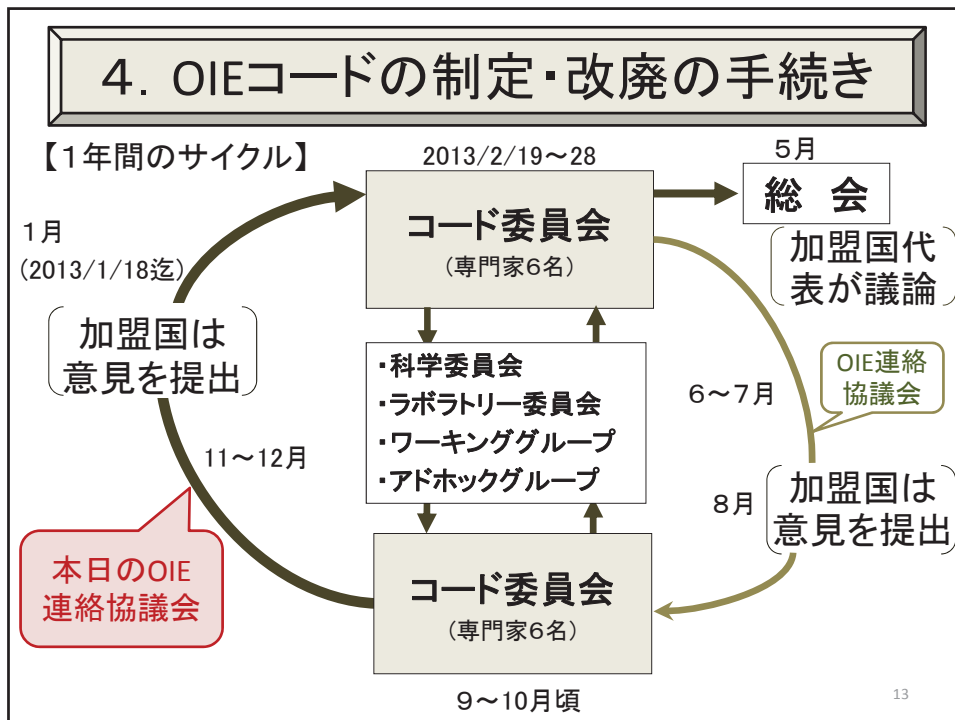
WTO・SPS(衛生植物検疫措置の適用に関する)協定は、人、動物又は植物の生命又は健康を守るための措置(SPS措置)を適用する際の権利・義務を規定

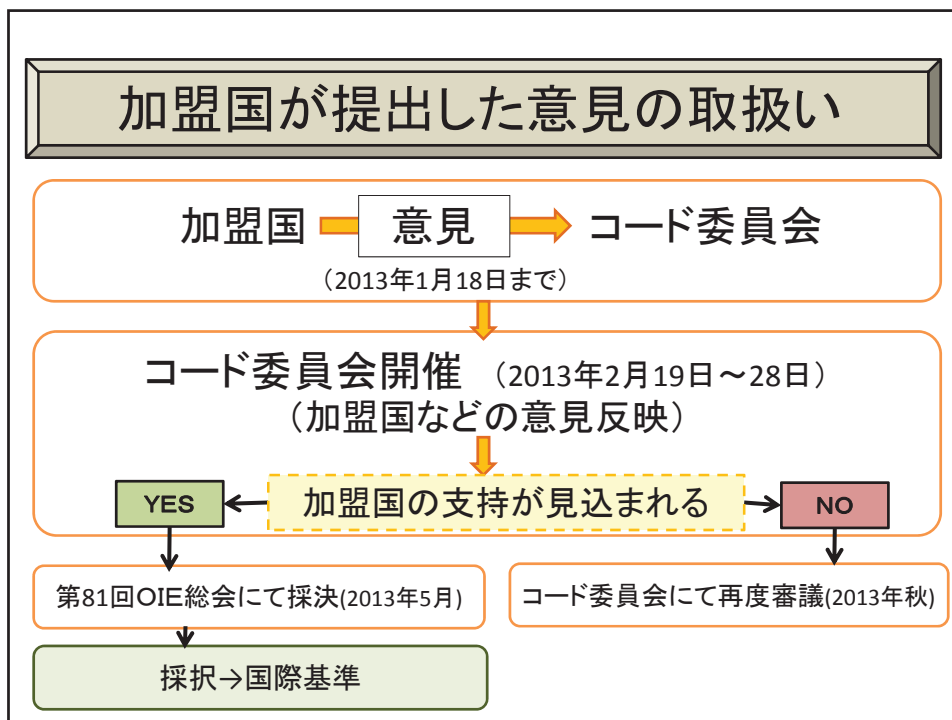
- 加盟国がSPS措置(動物衛生上の措置)を講じる場合、国際基準(OIEコード)を基礎としなければならない。
- OIEコードより厳しい措置を講ずる場合、リスク評価によってその正当性を証明しなければならない。

3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係②



動物衛生以外の措置についてのWTO協定上の扱いは不明
例) アニマルウエルフェアはSPS協定の対象外





参考：OIE関係情報 農林水産省ホームページ

農水省HP →
組織・政策 →
消費・安全局の部局
別トップへ →
国際的ルール
・国際獣疫事務局
(OIE) または、下記
のURLを入力

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html>